

日本赤十字社臨床検査技師会 慶弔規程

- 第1条 日本赤十字社臨床検査技師会会員・特別会員及び本会に密接に関連を有する個人または団体の慶弔等に関しては、この規定の定めるところによる。
- 第2条 第3条に定める慶弔等の事項発生の場合は、地区理事又は本人より事務局へ連核することを原則とする。
- 第3条 慶弔等の事項については、次のように定める。
1. 叙勲・褒章及び厚生労働大臣表彰の榮譽に浴したとき
 2. 本会の会員・特別会員・顧問が死亡したとき
 3. 1.2項以外、会長が特に必要と認めたとき
- 第4条 各慶弔等の事項への金品については、実情に応じてその都度、常務理事会当で協議決定するものとする。
- 第5条 この規定は、理事会の議決を経なければ変更することが出来ない。
- 第6条 この規定は、平成5年4月1日より施行する。

付（平成4年9月24日 制定）

付（平成16年7月9日 一部改正）

付（平成20年6月15日 一部改正）

付（令和6年6月30日 一部改正）